

議案第26号

武藏野市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

## 武藏野市立学校設置条例の一部を改正する条例

武藏野市立学校設置条例（昭和39年3月武藏野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明																				
<p>別表</p> <p>1 小学校</p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>武藏野市立第一小学校から 同 第四小学校まで (略)</td><td></td></tr><tr><td>同 第五小学校</td><td>同 関前 3丁目2番20 号</td></tr><tr><td>同 大野田小学校から 同 桜野小学校まで (略)</td><td></td></tr><tr><td>2 (略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	武藏野市立第一小学校から 同 第四小学校まで (略)		同 第五小学校	同 関前 3丁目2番20 号	同 大野田小学校から 同 桜野小学校まで (略)		2 (略)		<p>別表 <u>(第3条関係)</u></p> <p>1 小学校</p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>武藏野市立第一小学校から 同 第四小学校まで (略)</td><td></td></tr><tr><td>同 第五小学校</td><td>同 関前 <u>2丁目10番20</u> 号</td></tr><tr><td>同 大野田小学校から 同 桜野小学校まで (略)</td><td></td></tr><tr><td>2 (略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	武藏野市立第一小学校から 同 第四小学校まで (略)		同 第五小学校	同 関前 <u>2丁目10番20</u> 号	同 大野田小学校から 同 桜野小学校まで (略)		2 (略)		字句の追加
名称	位置																					
武藏野市立第一小学校から 同 第四小学校まで (略)																						
同 第五小学校	同 関前 3丁目2番20 号																					
同 大野田小学校から 同 桜野小学校まで (略)																						
2 (略)																						
名称	位置																					
武藏野市立第一小学校から 同 第四小学校まで (略)																						
同 第五小学校	同 関前 <u>2丁目10番20</u> 号																					
同 大野田小学校から 同 桜野小学校まで (略)																						
2 (略)																						
		字句の改正																				

### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### （提案理由）

武藏野市立第五小学校の改築工事による移転に伴い、所要の改正をするものである。